

令和2年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—
社会福祉 法人 **ロザリオの聖母会**

I はじめに

現在、我が国は超少子高齢化社会を迎えており、2050年に総人口は9,708万人、生産年齢人口は5,001万人に減少する見通しです。都市部への人口集中は加速し、地方分権が進まず地域格差が広がり。市町村等の行政規模縮小と減少、社会インフラの老朽化、環境においてはエネルギー・資源の枯渇、気候変動、自然災害、社会保障費の増大等の課題があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催もあり、特にパラリンピックにおいては様々な障がいのあるアスリートが参加し、多様性を認め、共生社会を具現化するための重要な大会であり、社会のバリアが減り、より良い社会を作るための社会変革が期待されています。

私たちが暮らす地域社会は、人々がつながり、人々の生活を支える場であり、重層的に捉えられ、そこに住む住民に対して様々な機能や役割を果たしていますが、コミュニティの希薄化などにより相互扶助体制が弱体化しています。貧困率の増加、価値観やライフスタイルの多様化など、環境は大きく変化しており、地域の大きな転換期を迎えていると考えます。

日本の社会構造が変化する中で、社会福祉法人を取り巻く環境も大きく変化しています。特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービス等への期待が持たれています。

また、中長期的に、人手不足などの問題が更に深刻化している中、社会福祉法人が公益性・非営利性を確保し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底し、福祉サービスの担い手とし社会から信頼を得て、その負託にこたえるための情報公開、人材育成と活用、地域における公益的活動を進める必要があります。

具体的には、我々の本務である利用者サービスに関しては、利用者個人の権利尊重と擁護、質の高い適時のサービス提供、施設・設備の改善や整備を、職員に関しては働き方改革を踏まえ職員個々がやりがいを持てるように職場環境の改善と、これ等を下支えするガバナンス、コンプライアンスや内部統制の向上を継続した目標とします。

また本年度の重点目標として

- ①法人の中長期的なビジョン・方向性・価値観を協議の場における具体的な検討。
- ②経営資源を有効に活用するため施設・事業所の再編成の検討及び着手
- ③脆弱な財務基盤や不安定な収支水準の施設・事業所の強化・健全化のための検討と対応
- ④人材の教育、定着を図るとともに、あらゆる選択肢の採用についての対応。
- ⑤災害対策の推進として、危機管理を強化し被災者支援活動、避難所支援についての対応に取り組んでいきたいと思います。

Ⅱ ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

(1) 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。

(2) 人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。

(3) 個性、主体性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。

(4) 社会参加の促進

私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。

(5) 生活環境の整備

私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境整備に努めます。

(6) 豊かな地域生活へ

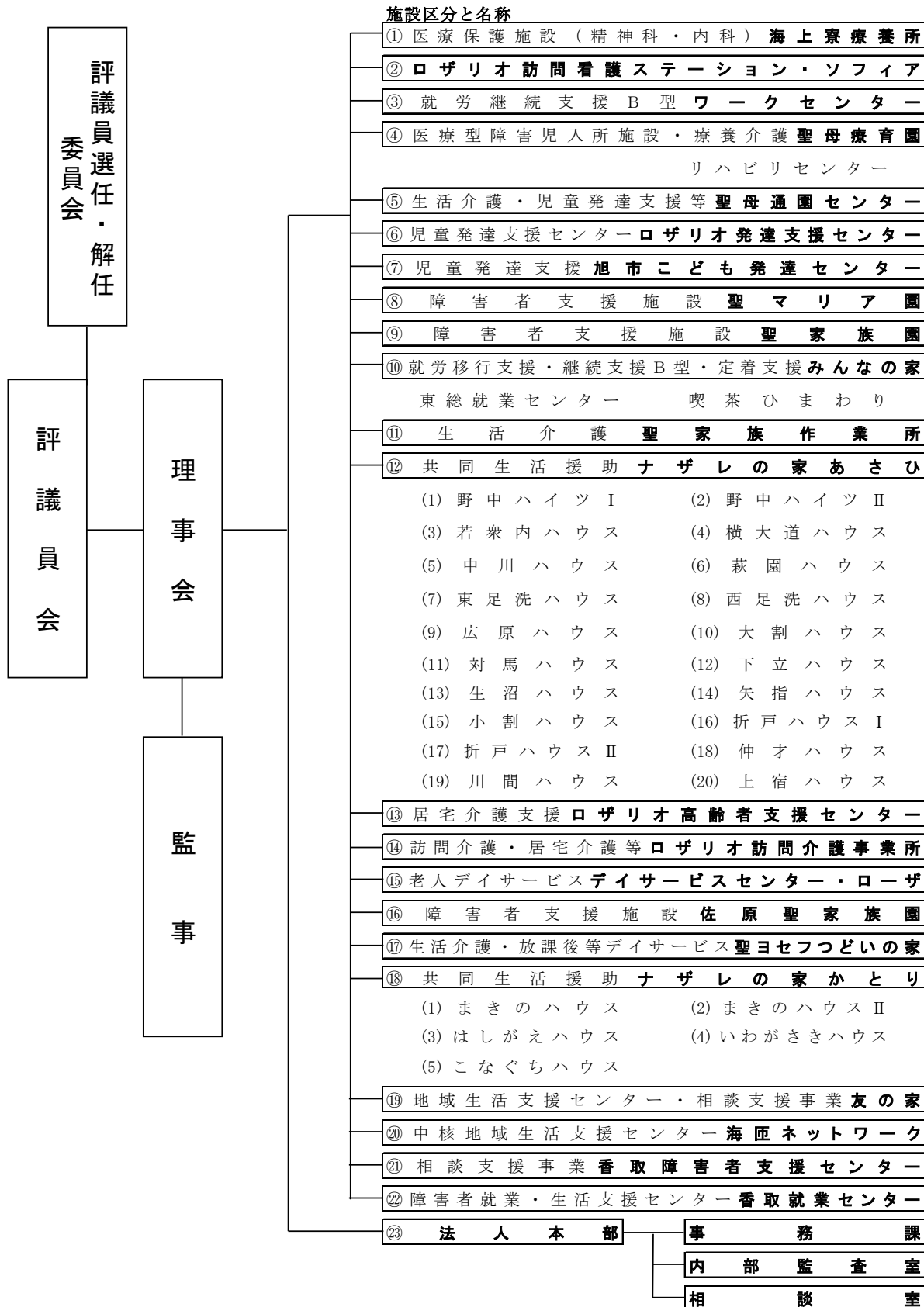
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。

(7) 職員として

私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区)
ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|-----------------------------------------------------------|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援事業 | 聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、
聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○保育所等訪問支援 | ロザリオ発達支援センター |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、
佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、
聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○就労定着支援 | みんなの家 |
| ○老人デイサービス事業 | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |
| ●働く場 | 喫茶ひまわり |
| ●遊びの場 | おもちゃ図書館(さわやかホール) |

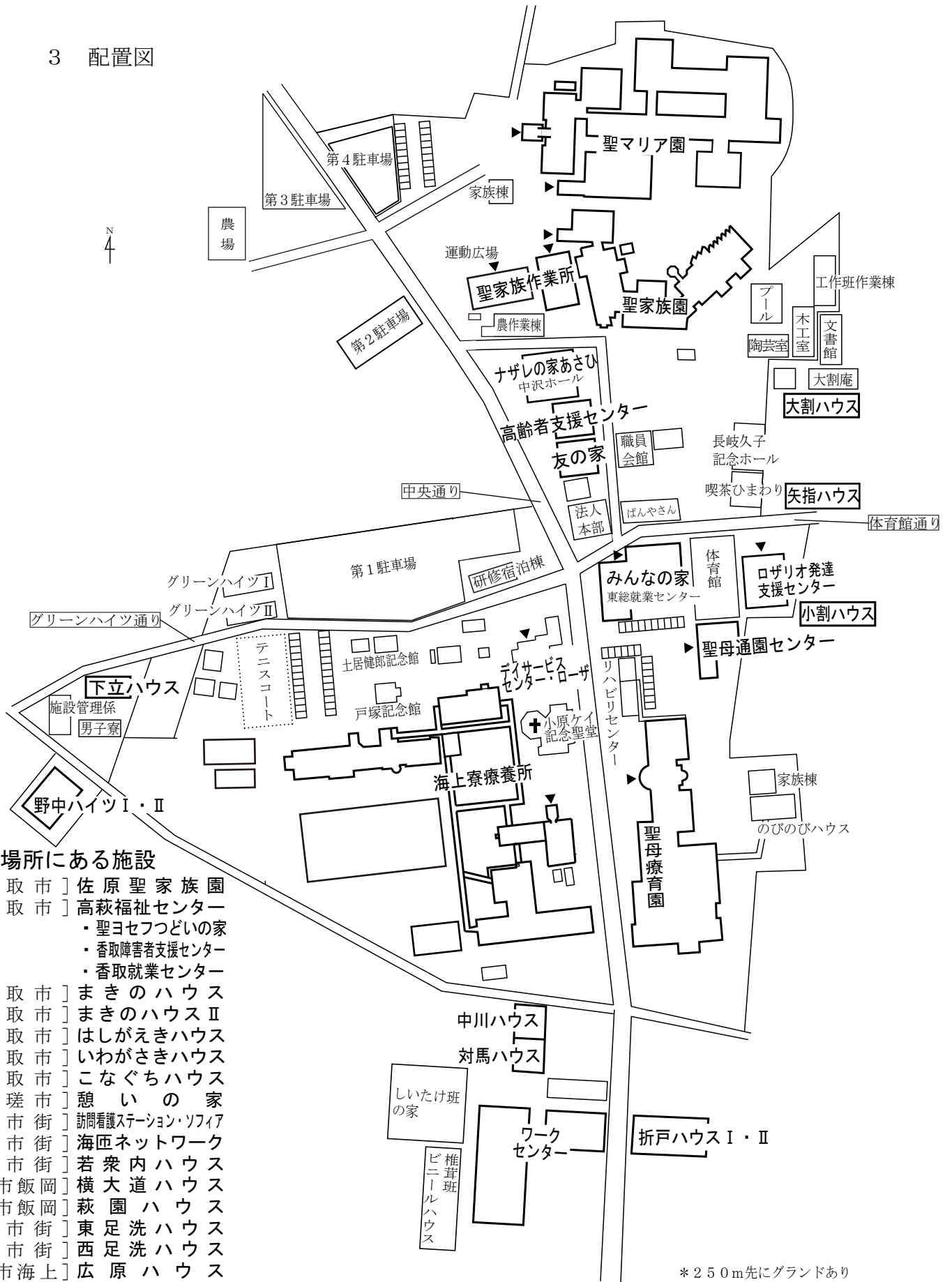
2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ●認知症訪問診療 | 海上療養所 |
| ●訪問看護 | 海上療養所 |
| ○訪問看護事業 | ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア |
| ○障害児相談支援事業 | 友の家、ロザリオ発達支援センター、
海匝ネットワーク、
香取障害者支援センター、 |
| ○相談支援 | 友の家、ロザリオ発達支援センター、
海匝ネットワーク、
香取障害者支援センター、 |
| ○地域活動支援センター I 型 | 友の家（旭市、匝瑳市） |
| ○千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 | 友の家、香取障害者支援センター（千葉県） |
| ○相談支援事業 | 友の家（旭市、匝瑳市）、
香取障害者支援センター（香取市） |
| ○千葉県障害児等療育支援事業 | 聖母療育園、ロザリオ発達支援センター |
| ○基幹相談支援センター | 海匝ネットワーク（旭市）
香取障害者支援センター（香取市、神崎町、
東庄町） |
| ○障害者虐待防止センター | 海匝ネットワーク（旭市）
香取障害者支援センター（香取市、神崎町、
東庄町） |
| ●海匝・香取地区療育相談支援事業 | ロザリオ発達支援センター（旭市、銚子市、
香取市、匝瑳市、神崎町、多古町、東庄町、
横芝光町の4市4町） |
| ●療育相談支援機能強化事業 | ロザリオ発達支援センター |
| ●乳幼児検診時における心理相談 | ロザリオ発達支援センター
（旭市、多古町、横芝光町） |
| ○障害者就業・生活支援センター事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○障害者雇用アドバイザー事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○居宅介護支援事業 | ロザリオ高齢者支援センター |
| ○老人居宅介護等事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○居宅介護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○重度訪問介護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○同行援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○行動援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○移動支援事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ●コミュニケーション支援 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○中核地域生活支援センター | 海匝ネットワーク |
| ●障害者グループホーム等支援事業 | 海匝ネットワーク、香取障害者支援センター |

2-5 その他

- 障害支援区分認定調査業務委託 友の家（旭市）
香取障害者支援センター（香取市）
- 要介護認定調査委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護予防支援業務委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 被災要援護者等生活再建相談支援事業委託
海匠ネットワーク（旭市）
- 被保護者就労支援事業委託 海匠ネットワーク（旭市）
- 障害者配食サービス事業委託 みんなの家（旭市）
- 一時保護事業 ロザリオの聖母会（千葉県）
- 社会貢献活動 コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）
佐原駅前サロン

3 配置図



IV 中・長期計画

- 社会福祉法改正に伴う経営組織体制の再構築と管理体制の改革
- 信頼、理解、協力を得るための主体的・能動的な情報発信と公開
- 安定した財務基盤の維持と財務規律の強化・健全化のための取組みを推進
- 多様なニーズへの関わり等、公益的な取り組みによる社会・地域貢献の推進
- 総合的な人材マネジメントの実現（採用・配置・異動、考課、給与、教育研修）
- 各種事業の特性を生かした地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取組み・拡充
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標

(1) 運営管理

- ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー
- ア 諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望
- 入所系 障害者の地域生活を支援する拠点としての役割・機能を推進する。
 - ①日中活動の充実及び重度化・高齢化対策など入所利用者へのサービス向上を図る。
 - ②地域移行を含めた利用者の地域生活支援について、病院及び入所系施設がそれぞれの機能、役割に応じた具体的な取り組みを実施する。
- 通所系 法人内通所事業所間の連携強化による安定的な運営を図る
 - ①通所事業所相互に連携して業務内容の改善や人員配置問題に取り組み総合的に運営を安定化するよう努める。
 - ②事業種別毎に求められる専門性や役割への認識を深めつつ事業目的の充実に努める。
- 居住系 利用者の多様化や個々のニーズに対応して生活の本拠地としての機能充実に努める。
 - ①世話人不足の解消に努めつつ常勤職員配置や組織改編等によって多様化する利用者や地域のニーズに応える。
- 訪問・相談系 相談事業者に求められる諸課題へ適切に対応する。
 - ①地域の活性化、つながりの構築に向けて、行政や他法人など多様な関係機関や個人との連携・協働の下、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む。
 - ②地域の多様な援助ニーズを幅広くかつ迅速に把握する。
 - ③事業再編による総合相談体制について検討する。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

- ①採用専担部門の拡充等、人材確保のための採用チャネル拡大。外国人介護人の採用。
- ②職員の専門知識の習得、技術向上等キャリアパスの明確化とそのための体系的な教育研修プログラム（次世代人材育成プログラム）の策定・実行。
- ③総合的かつ福祉分野横断的な人材育成のため、また全体を見渡した適材適所な配置と登用のため計画的な人事異動を行う。
- ④管理者は常に次世代のリーダー（後任者）の育成を心掛ける。

ウ ガバナンスの確立

- ①理事、監事及び評議員が各人の職責を通じ、法人及び施設・事業所経営の検証や理事会・監事・評議員会の相互牽制を図る。
- ②法人及び施設・事業所経営が円滑に機能するよう、法人運営会議や経営会議等での議論を深め、業務執行理事など執行体制をより強化する。

エ コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ①研修等に参加して施設・事業所が遵守すべき法令改正等の情報を入手する。
- ②職員に対して社会福祉諸法令、労働法令、虐待防止法等の適切な理解を促進し、社会的ルール遵守の重要性を周知徹底する。

オ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

- ①業務の適正化、財務の充実・健全な運営を図るため、内部管理体制の整備と併せて会計監査人による監査を通じ財務情報の信頼性向上と業務の効率化に努める。
- ②中長期的な事業計画と投資計画に基づいた財務運営と財務内容の一層の充実に努める。
- ③職員に対しては、社会保障財源が逼迫する中、コスト意識を醸成するための取り組みを行う。
- ④財務情報や事業報告などもタイムリーにホームページやニュースレター等で公開し、経営状況の「見える化」「見せる化」に努める。

(2) 利用者サービス

ー社会福祉法人に求められる課題を踏まえ利用者へのサービスの質向上に努めるー

ア 虐待防止、差別解消や合理的配慮など利用者の人権尊重に向けた取り組み

- ①全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努め、利用者の人権や尊厳遵守の重要性についての教育を充実する。
- ②「意思決定支援」や「合理的配慮」の考えに基づき利用者個々人の特性に配慮した説明方法を用いるなど自己決定を尊重する。
- ③苦情解決制度に基づき利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもって的確に対応する。
- ④虐待チェックリスト等の活用により、職員が自身の支援等を省みる機会を設けるなど虐待の早期発見早期対応に努める。
- ⑤規定に基づき利用者のプライバシー、個人情報保護を徹底する。
- ⑥成年後見制度等の活用により、利用者財産の適切な管理に努める。

イ 利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供

- ①サービス提供方針の明確化、業務手順・マニュアルの策定や研修等による職員の専門知識・技能向上。
- ②職員参加の下、現場での創意工夫、アイデアを出したサービスの改善取組。
- ③サービスの自己評価・第三者評価に基づく見直しや改善。
- ④アンケートや家族会等を通じての利用者・家族の声や満足度の支援への反映。
- ⑤入所施設においては「居宅に近い環境」「家庭での生活に近い日常」「その人らしい空間づくり」に取り組む。
- ⑥リスクマネジメントに関するマニュアルの策定・改善やリスクマネジメント委員会の設置等リスクマネジメント体制の構築・運用に努める。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した生活環境・利用環境の向上

- ①良質且つ安全・安心な利用者サービス提供のために、施設・設備の改築改善を年次計画に沿って着実に進捗させる。
- ②利用者・職員の双方の利便性、快適性を追求した設備機器の導入更新を行う。
- ③利用者のプライバシーが守れるような配慮をする。
- ④建物内の温湿度管理、採光、風呂・トイレにおける防臭・防カビ、生活上の臭いや排泄物等の適切な処理など衛生的な環境を整備する。
- ⑤多量の発汗時や汚れた際の適時適宜の着替え、また季節、時間帯、場所、活動内容に応じた着替えを励行する。
- ⑥利用者の咀嚼・嚥下能力に応じた食事形態の工夫し、栄養管理やアレルギー対応が必要な利用者に対して個別の配慮に努める。

(3) 安全衛生対策

－法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る－

ア 防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

- ①地震・津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力を強化する。福祉避難所開設についてのシステム構築に努める。
- ②ドライブレコーダーの設置や交通安全講習等の安全対策に注力し利用者送迎時の事故防止に努める。

イ 利用者安全衛生対策の向上

- ①事故・ヒヤリハット報告に多く見られた転倒・誤薬への対策を全施設・事業所の課題として徹底する。
- ②感染症の予防・拡大防止のためのマニュアル整備、職員教育、必要な薬剤の整備などに取り組む。
- ③この対策に必要な設備の見直し、機器の導入に努め、利用者の立場に立った改善を図って行く。

ウ 職員の労災事故防止、メンタルヘルスとハラスメント対策の向上

- ①腰痛防止策など職員の労災事故防止のための対策を推進する。
- ②職員の心身の健康を守るため良好な職場の人間関係の構築に努めるとともに専門医による相談室を活用しメンタルサポートを行う。
- ③有給取得促進、時間外労働削減などワークライフバランスに配慮する。
- ④ハラスメント防止のための諸規定の遵守と職員間の意思疎通や情報共有化に努める。

エ IT・情報管理対策の向上

- ①ITシステムへの内外からの不正通信の防御のためのシステム充実に努める。
- ②内部からの個人情報等の流失防止のためのチェック、管理体制と機能強化を実施する。
- ③SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及を踏まえ、職員や利用者等関係者に対して、適切な情報管理に関する注意喚起や教育を実施する。

(4) 公益的活動

ー地域から必要とされる社会貢献活動を推進するー

- ア 医療・福祉専門職の施設派遣や他法人等への人的支援・協力
- ①地域の福祉施設等の求めに応じて医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図る。
 - ②社会福祉法人、NPO法人や各種協議会等に職員を参加させて人的支援・協力をを行う。
- イ 地域活性化への取り組み等公益的な取り組み
- ①コミュニケーションセンターMado-ka事業の推進として、子ども食堂を初めとした各種取組みを展開し、地域の活性化に努める。
 - ②佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。
 - ③他法人・団体との連携や地域住民、後援会、家族会等と幅広く連携して、様々な福祉・生活支援ニーズの発掘とその対応など、公益的な活動を推進し社会への貢献事業に積極的に取り組む。
 - ④ロザリオ体育館、中沢ホール、海上寮グラウンド、高萩福祉センターさわやかホール等諸施設を開放し、近隣の社会福祉法人、NPO法人、市民団体、スポーツ団体等の非営利事業に関連施設を無償提供して、地域との連携を深める。
- ウ 障害者週間行事による地域啓発活動
- ①障害者週間に福祉・医療に係る本会主催の講演会を企画し、法人職員および地域の福祉関係者等に研修機会を提供することにより地域の福祉サービス向上に寄与する。
 - ②海匠・香取圏域小中学生の福祉教育として、海匠・香取圏域の小中学生を対象としたロザリオ福祉作文コンクールを実施して、次代を担う青少年に「障害とは、福祉とは何か」を考える機会を提供する。

2 施設等の整備

2-1 海上療養所

- (1) レントゲン画像診断システム導入
- (2) マリア病棟劣化改修工事
- (3) 給食棟調理室改修工事
- (4) 旧霊安室解体工事

2-2 ソフィア

- (1) 大型エアコンの交換

2-3 ワークセンター

- (1) 請負班タッピングボール盤
- (2) 北側作業室エアコン室外機交換（重塩害用）
- (3) 電灯動力盤取り換え工事
- (4) 浄化槽蓋嵩上工事

2-4 聖母療育園

- (1) 利用者女子トイレの居室への用途変更及び改修工事
- (2) 病棟西側日除け壁撤去・窓フィルム貼付工事
- (3) ベッド更新（10台）
- (4) 館内照明器具LED交換工事
- (5) 館内空調機器更新

2-5 ロザリオ発達支援センター

- (1) 玄関自動ドア改修工事

2-6 聖マリア園

- (1) 非常用自家発電装置整備

2-7 聖家族園

- (1) 工作棟改修工事
- (2) 女性トイレ改修工事
- (3) 大型自家発電装置設置工事
- (4) しいたけの家物置設置工事
- (5) 男性棟床張り替え工事
- (6) 農耕班洋式便器交換工事
- (7) 農耕班床張り替え工事

2-8 みんなの家

- (1) 車輜1台購入
- (2) パン班、スライサーの購入（入替え）

- (3) パン班、コンベックオープンの購入（入替え）
- (4) パン班、IHコンロ設置工事
- (5) パン班、厨房シンク背面、キッチンパネル貼り工事

2-9 聖家族作業所

- (1) 新館 身障用トイレ改修工事
- (2) 新館 男性トイレ改修工事
- (3) 新館 女性トイレ改修工事
- (4) 渡り廊下屋根・壁設置工事
- (5) 本館 支援員室証明器具取替
- (6) エアコン室外機転倒防止装置

2-10 ナザレの家あさひ

- (1) 矢指ハウス 居室等改修工事
- (2) 公用車の購入（乗用車/5人乗・軽自動車/福祉車輛 各1台）

2-11 ロザリオ高齢者支援センター／ロザリオ訪問介護事業所

- (1) 事務所1階床修繕工事
- (2) 高齢者支援センター車両交換（1台）
- (3) ロザリオ訪問介護事業所 車両追加（1台）

2-12 デイサービスセンター・ローザ

- (1) 東側垣根修繕

2-13 佐原聖家族園

- (1) 職員休憩室増築、医務室改修工事
- (2) 食品加工班等トイレ改修工事
- (3) 支援員室照明器具交換
- (4) 非常用自家発電整備
- (5) 小舎エアコン（りんごの家）
- (6) 厨房炊飯器
- (7) 業務用洗濯機・乾燥機各1台
- (8) ホールエアコン交換工事3台

2-14 聖ヨセフつどいの家

- (1) 建物定期報告指摘箇所修繕工事

2-15 友の家

- (1) 換気扇修繕

2-16 本部（Mado-ka）

- (1) トイレの増設（1ヶ所）

3 会議

3-1 評議員会

法人運営に係る重要事項の議決機関として位置付けられている評議員会は、理事会のけん制機能を有する。

定款に基づき、定時評議員会として年2回、6月及び3月に開催するほか、11月に事業計画の変更及び予算の補正の審議のために開催予定である。

(1) 評議員（7名・五十音順）

- | | |
|--------|--------|
| ①木村 明夫 | 歯科医師 |
| ②久米 倫男 | 元会社役員 |
| ③越川 一幸 | 元公務員 |
| ④佐野 善房 | 弁護士 |
| ⑤松井 安俊 | 元小学校長 |
| ⑥湯川 健三 | 元会社役員 |
| ⑦米本弥栄子 | 元旭市教育長 |

3-2 理事会

理事会は、本会の業務執行の決定機関としての機能を果たすため、原則として2カ月に一度開催する。

(1) 理事（6名）

- | | |
|--------|----------|
| ①石毛 敦 | 理事長 |
| ②向後 文司 | 元銀行役員 |
| ③白井 正和 | 元友の家所長 |
| ④桑島 克子 | 聖母療育園園長 |
| ⑤加瀬 光一 | 海上寮療養所院長 |
| ⑥吉川 敦 | カトリック司祭 |

(2) 監事（2名）

- | | |
|-------|--------------|
| ①加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ②埜 政美 | 元旭市社会福祉協議会会長 |

3-3 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会を設置し、この機関の決定に従って評議員の選任・解任を行う。

(1) 評議員選任・解任委員会（3名）

- | | |
|--------|---------|
| ①立川 國紀 | 元会社部長 |
| ②加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ③杉田 明 | 法人本部事務長 |

3-4 法人運営会議

原則として月2回火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する施設・事業所長

3-5 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上寮療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク＋M a d o - k a）ごとに、原則として毎月1回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

3-6 施設・事業所長会議

原則として奇数月第3水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
海上寮療養所、ワークセンター、聖母療育園、聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター、聖マリア園、聖家族園、みんなの家、聖家族作業所、ナザレの家あさひ、ロザリオ高齢者支援センター、デイサービスセンター・ローザ、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、友の家、海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、の各施設・事業所長

3-7 その他の会議、委員会

(1) 中長期ビジョン策定プロジェクト会議

平成31年度（令和元年度）開催した議論を踏まえ、当法人が一体的に事業展開を行うために5年から10年後を見据えた中長期ビジョンを策定する。

○開催 4～7月、10月以降は偶数月の第4水曜日

○構成員 理事長、業務執行理事、理事

以下、事業グループごとの代表者

①（医療事業系）海上療養所、ソフィア

②（療育事業系）聖母療育園、聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター、旭こども発達センター

③（施設福祉事業系）聖マリア園、聖家族園、聖家族作業所

④（地域福祉事業系）ナザレの家あさひ、友の家、海匠ネットワーク

⑤（高齢福祉事業系）ロザリオ高齢者支援センター、ロザリオ訪問介護事業所、デイサービスセンター・ローザ

⑥（就労支援事業系）ワークセンター、みんなの家、

⑦（香取地区事業系）佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、ナザレの家かとり、香取障害者支援センター、香取就業センター

⑧（法人本部）

(2) 総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等の多様な課題に取り組む。

(3) 地域生活支援連絡会

職員の研修の場、参加者が自分の意見を発言していく訓練の場、情報共有の場、制度・機能の縦割りでない横のつながり強化することを目的として、毎月第1水曜日開催（8月を除く）する。

(4) 通所事業所連絡会議

各事業所のケースやサービス等で抱える問題点を、それぞれの立場から意見交換し検討していく。また、他法人の通所事業所見学を実施し学びの場を設けるとともに職員間の交流を深めていく。奇数月に開催する。

(5) 広報ロザリオ編集委員会

施設から選任された編集委員によって構成し、広報ロザリオ刊行に係る諸業務を企画、実践する。

(6) 福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

(7) 聖堂運営委員会

キリストの神秘的な体であり、生きた信仰の共同体であるロザリオの聖母会の聖堂がその使命を果たしていくために、役務者である司教、司祭と力を合わせて、信徒が聖堂活動に積極的に参加しうる体制を整えることを目的として設置する。委員会は法人内職員と地域共同体信徒を含めた6名により構成し、委員長、副委員長、財務係1名ずつを置き、月1回会議を行う。組織は典礼部会、財務部会、聖堂維持・管理部会、行事企画部会とし、各部会にひとりずつ責任者を置き、運営する。追加 委員会

(8) 事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、その他法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として隔週1回連絡会議を行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

4 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

4-1 地元説明会

地域協議会と同等の位置づけで年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

4-2 ロザリオ福祉まつり

近隣の市町村から多くの市民が訪れ、利用者や家族、ボランティア、職員を交えた一大イベントとして地域と利用者及び施設の交流を実現する最も大きな機会となっている。

平成30年度及び31年度（令和元年度）は台風の影響で中止となったが、令和2年度については利用者が楽しみながら参加することを柱にした地域との交流を新たな目的として、開催時期を見直し開催する。

4-3 作文コンクール

海匠・香取地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する本事業について、今年度も例年どおり6月に募集を開始し12月に表彰式を実施する。

なお、本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（啓蒙活動）の一つとして位置づけられるものである。

4-4 ボランティア受け入れ

「ロザリオ福祉まつり」等の行事をには、近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、随時施設内の行事や業務についてもボランティアの協力を求め、それらのことを通じて施設の社会化と地域との交流を図っていく。

また、小中高校生のボランティア受け入れる中で、障害福祉の理解が進み、将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。

4-5 障害者週間行事

本会の地域公益活動として位置ける。具体的には、令和2年12月5日（土）の午後、ロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式と障害者週間行事に則した講演会等を行う予定である。

4-6 ロザリオの聖母後援会

経営基盤の脆弱な施設・事業所の環境整備やサービス改善を図る上で、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、令和2年度は6月と令和3年3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについてご協議、本会運営面のご助言をいただく予定である。

○後援会役員名簿（敬称略・五十音順）

会長 冨田哲雄

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、岩井康一、杉崎英雄、関本光彦
平野みとり、鷺山春治

4-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催しており今年度は第25回を数える。

4-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々の交流の場を設けている。

4-9 コミュニケーションセンターM a d o - k a （まどか）

地域における公益的な取組みとして、また「地域共生社会」として包摂的なコミュニティとして市街地における地域福祉活動、住民との交流の場として、5年後、10年後の地域を見据えながら継続的に活動していく。

（1）活動内容

- ①地域福祉における相談支援機能
- ②健康増進（ヘルスプロモーション）に向けたスペースの活用
- ③「町なか」における休憩スペースとしての機能
- ④生活支援におけるコーディネート機能
- ⑤地域福祉に係る情報案内、情報発信機能
- ⑥地域における防災支援機能

（2）活動指針

- ①地域住民との交流の場
- ②多様な地域活動、参加の促進
- ③「子ども食堂」での活動を中心に、幅広い年齢層の交流や地域福祉活動、ボランティア育成支援、活動支援、食育、食材の寄付などの提供
- ④多様な支援体制や環境づくり
- ⑤教育的効果

4-10 佐原駅前サロン

佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。

5 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて多くの利用者を数える本会の防災・緊急時対策は、施設毎のきめ細かな対策はもとより、法人全体の連携ある総合的な対策が重要である。

9月に全施設・職員参加の総合防災訓練を設定し、旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら通報・初期消火・避難誘導訓練等を実施する。なお、今年度の担当施設は「海上療養所」とする。

本会では、この訓練を含めた法人内外の安全対策を検討、遂行する施設横断的機関として総合安全対策委員会の主導により、下記の計画の下、よりきめ細やかな対策に法人一体的に取り組む。

(1) 総合安全対策委員会

毎月第1水曜日に開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

- ①法人全体の防災・防犯対策の向上
- ②利用者等安全対策の向上
- ③安全運転対策の向上
- ④IT・情報の適切な管理、及び体制の見直し
- ⑤クレーム対策

<令和2年度対策項目>

4月	設備点検	防災計画	ライフライン	給食	メール配信リスト	緊急連絡網
5月	環境整備	施設内外（遊歩道 段差 草刈等）、メンタルヘルス対策				
6月	交通安全	講習会（交通法規遵守の徹底 ドライブレコーダー確認）				
7月	夏季対策	屋内外活動 熱中症 食中毒等、労働災害対策、不審者対応訓練				
8月	虐待防止	研修の強化、権利擁護、その他の関係事項				
9月	防災訓練	備蓄品や非常持出品等の確認、福祉避難所対策				
10月	防犯対策	IT関連、個人情報保護、施錠、不審者、カメラ等確認				
11月	感染症対策	ノロウイルス、インフルエンザ等（衛生用品等の備蓄確認）				
12月	運転マナー	思いやり運転、スピード、飲酒				
1月	火災対策	火災予防、消防設備、防災設備、トラッキング事故防止等確認				
2月	医療介護	事故防止（転倒、誤嚥等）				
3月	災害対策	地震と津波、3.11の振り返り、風水害対策				
	BCP資料の提出	1、備蓄リストと発注マニュアル（3～4月は確認月） 2、パンデミック時の業務継続計画（3～4月は確認月） 3、地震・津波時の行動計画（3～4月は確認月）				

6 福祉サービスの向上

6-1 自己評価

11月に全施設・事業所が自己評価を行う。「ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年改訂版」（平成25年9月18日付で策定）について、内容の見直しを行う。

6-2 第三者評価

福祉の評価（福祉サービス第三者評価）は、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。今後、各施設・事業所で受審を予定していく。

6-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながるとされる取り組みが行われている。

入所・通所系事業所において建物・設備面での改善が中長期計画に基づいて進んでいることや車両の更新なども基本サービス面での質向上に関係づけられる。また、処遇面での外出等の個別支援、土曜通所、保護者参加の下での各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では地域の最前線に立ち、様々な課題を把握しており、法人内にとどまらない地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。また、外部研修への参加により最新の情報を収集し知識とスキルを深めていることも、相談レベルの向上につながっていると考えられる。

当法人は、医療と福祉、障害、高齢分野、地域づくり等多くの機能を持つ事業所があり、専門性やノウハウを発揮している。また、事業所間の連携を取ることで、地域に必要な社会資源として歩むことができる体制がある。

令和2年度もサービスの質向上に努めていきたい。

6-4 職員

利用者に対する対人サービスは機械化、効率化が図れない部分も多く、サービスの質の主要な部分が職員の能力に依拠している。職場における専門性の積上げと社会人として生活の経験を積んでいくことは共に大事であり、内外の研修参加や管理者及び職員間の縦横のコミュニケーション（報告・連絡・相談を含む）により職員の意欲、やる気を引き出し、広い視野が持てるように支援していく。結果として利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

また、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、介護機器等の導入促進を図りたい。

7 権利擁護

全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、障害のある人を取り巻く各制度（障害者虐待防止法、障害者差別解消法等）を理解し、利用者の権利を代弁し擁護するアドボケーターとしての役割も意識しながら、施設・事業所の管理者、虐待防止マネージャー、サービス管理責任者を中心とする内部のあらゆるチェック機能により、早期発見・再発防止策の徹底を図る。

虐待防止には職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、それらのバックボーンである確固たる倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、法人内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力していきたい。研修内容については制度論や原則論だけでなく職員一人ひとりの自らの内面を見つめ直すことによって内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

職員による虐待の背景には、心身両面でのストレスや過重負荷が相当程度のウェイトを占めるため、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に襲いかかる人権侵害事例はこの地域においても例外ではないので、本会では各種相談系事業所を窓口にして宿泊施設やコミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）による無料、低額のサービスを提供する、あるいは可能であれば生活困窮者に働く場を提供するなど活動を法人の地域貢献と位置づけて推進していく。

8 苦情解決

施設・事業所はもれなく苦情解決マニュアルを整備するとともに、施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で松井安俊氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等様々でありEメールによる受付も行っている。利用者にとってより分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

社会福祉法人にとっての苦情は、一部にはクレーム性の強いものも見られるが大多数は利用者と施設・事業所との非対等性の中から生じるサービスへの不満であることから考えると、本会および施設・事業所は、寄せられる苦情をマイナス感情で、あるいは自己防衛的態度で受けるのではなく、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応することが肝要である。

今年度も苦情を受付ける度に、その苦情の背景にある申出者の心理的要因まで踏み込み、その原因を分析・把握し、原因除去を中心に問題解決を図ると共に、サービスの質の向上や環境改善に結び付けていきたい。

9 情報公開

本会の広報紙である「広報ロザリオ」を年4回（4月、7月、10月、1月）発行する。ホームページにて法人財務状況情報公開を実施する。その他、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供する。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。